

第 1 4 8 号議案

足立区の福祉に関する事務所設置条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 1 年 1 2 月 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区の福祉に関する事務所設置条例の一部を改正する条例
足立区の福祉に関する事務所設置条例（昭和 4 0 年足立区条例第 1 号）
の一部を次のように改正する。

別表足立区北部福祉事務所の項位置の欄を次のように改める。

東京都足立区竹の塚二丁目 2 5 番 1 7 号

付 則

この条例は、平成 2 2 年 2 月 1 日から施行する。

（提案理由）

北部福祉事務所の位置を変更する必要があるので、この条例案を提出
いたします。